

魚津市自治振興会連合会第4回定例会 会議録

日 時 平成30年12月7日（金）午後6時～
場 所 魚津市役所2階 第1会議室
出席者 自治振興会連合会 平内幸典会長、米澤賢太郎副会長、大崎勇副会長、
馬場均監事、高瀬忠次監事、谷林正昭、松原勇、
河口利春、黒崎充（代理）、伊藤甚宰、水口富代明、
関口斎、佐々木和允
事務局 山本課長、小林課長代理、江幡主任、谷田主任、清水

1. 開会

2. 平内会長あいさつ

3. 市長あいさつ

4. 各課からの依頼事項

1) 民生委員・児童委員の一斉改選について・・・資料1

社会福祉課 矢野課長代理より説明。

- ・改選に係る手続きについては、前回と同様ですね。
⇒選定方法は同じです。

2) 「ご近所見守り事業」のお願いについて・・・資料2

学校教育課 濱田主査より説明。

- ・12月19日に「子ども見守り隊連絡調整会議」が開催されますが、今回の事業とは別のことですか。それとも、連携しているのですか
⇒12月19日に開催する会議は、現在、見守り隊として活動していただいている方に、横の連携や活動状況の情報交換などにより、隊の活動に役立ててもらいたいということで開催するものです。今回のご近所見守り事業は、見守り隊まではできないが、近所の子供を見守る程度はできるということです。
- ・家にステッカーを張るだけでは効果がないのでは。やはり、外に出て何か見せるような行動しないと効果が薄いのではないか。そういう意味では、考えが甘いのではないか。何かあれば、学校教育課に電話するのですか。
⇒不審者情報等があれば連絡してもらいたいと思います。小中学生の登下校にお願いしたいと思っています。

3) 各地域のキャッチコピーについて・・・資料3

定住応援室 小林課長代理より説明。

- ・資料には、地域おこし協力隊と連携し発信していることや企画政策課から関係団体でも

行っていますとなっていますが、魚津市として、発信しているものをまとめたものはありますか。

⇒まとめたものはありません。各課で取り組んでいます。

- ・高校生や大学生も取り組んでいますが、わかりづらいところがあります。それを地域が利用していただけるのかどうかと思っています。

⇒11月30日に各公民館の職員に地域おこし協力隊の方からInstagramの講習会を地域おこし協力隊の方で行いました。たとえば、「経田地区」というハッシュタグをつけて写真を投稿すれば、経田地区と検索すれば経田地区の写真を見ることができる仕組みになっています。公民館の職員の方にもお願いしたところです。12月5日の指導員研修会でもお願いしたところです。

- ・Instagramにどのような写真を掲載するかなどデリケートなところもあります。また、利用方法をよく知らないと個人の携帯電話から発信する時にいろいろな情報が付いて出ます。気を付ける必要があると思います。

⇒講習を行いながら始めるものです。

定住応援室 小林課長代理より人口動態について資料で説明。

5. 会議録の承認について

第3回定例会の会議録について承認を得た。

6. 協議事項

1) 今後の地域振興について・・・資料4

事務局 資料4を基に説明。

- ・進め方や地域での議論において、タイムスケジュールの縛りはありますか。

⇒ありません。ただ、指定管理の場合は議会の議決が必要になります。たとえば、4月1日から指定管理に移行にする場合は、12月議会で議決を得るなどのスケジュールはあります。

- ・門戸は年間開いているとのことですね。

⇒そうです。みなさんの考えを聞きながら進めていきたいと思っています。

- ・今は、地域振興会長として説明を聞いているのですが、公民館長はどうなるのかなどの問題が出てきます。今後、進めていくには公民館長と合同で会議をしていかなければならないのではないかと思います。

⇒指定管理を導入するしないを決めるのではなく、指定管理について地域振興会で勉強し、理解しましょうということを前回までも会長が言っておられます。今は、その段階です。この先、指定管理をしていくなどの段階になれば、公民館と正式な協議をする場がでてくるのではないかと思います。

- ・以前、公民館長と区長で協議したことがあります。指定管理を進める進めないよりも、今後どうしていくかを公民館長に協議していなかったことが一番大きな問題でした。地

区振興会で理解し、指定管理を進めようということになり公民館と協議しようとなった時、公民館として会議したのか。理解できるのか。公民館長を置き去りにして進めていった場合、公民館長はどうすればよいのかとの問題が出てくるのではないか。

- 私たちの山手の公民館で使用料を取る名目があるのか。指定管理をするかしないかが問題です。いつまでとの期限があるわけでないし、決めれる問題ではないと思います。主旨はわかりますが、地域によって内容ややり方が違う。全員で決めたからこうしますとは言えない。理想的なことは理解します。何れ、そうなるだろうとは思っていたが。
- ここで、結論を出すのではなく、期限を決めずに公民館長にどう思いますかとの相談をしていかなければならないと思います。その次は、議員がどう思っているか。今はそのような時期ではないのではとの意見も出てくるのではないか。条例を制定しなければならぬことから、議員もその気のならないと無理なのではないか。ただ、将来の方向として、あるべき姿を公民館と話しながら意志疎通を図っておく必要があると思います。
- これまでも、協働してきたことから、公民館と一緒に意思表示しなければなりません。
- 公民館が無くなるわけではない。振興会組織の中に公民館の位置づけがあります。ただ、公民館は生涯学習法上の公民館の立場から、生涯学習をするということになっています。市が委嘱した館長であり、市が行う生涯学習事業は変わらないです。問題は、職員の身分が不安定になることです。また、山手の公民館に誰がお金を払って利用してくれるかです。これから、内容を総括してたたき台を作っていくことになると思います。資料の設置根拠に「魚津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」となっていますが、意味が分かりますか。指定管理を行うには、公募しなければなりません。都会では、大型書店がやりたいと手をあげ、問題になっています。魚津市ではないとは思いますが、そのようなことも考えられます。そういう意味からも、もう少し勉強しなければなりません。また、指定管理だけではなく、たとえば浄化センターのような事業の包括委託という方法もあります。浄化センターは、指定管理ではなく、特定の事業者に委託しています。魚津市の行っている指定管理は、名目は指定管理となっていますが、資料にあるメリットで運営しているのではなく、市からどれだけできるかを協議して行っています。市に頼るのではなく、どうすればできるのかを時間をかけて勉強していかなければならないと思います。
- 資料に現状を含めて3案ありますが、どうすればよいのかまたどうすればできるのかを協議していくことが大切です。指定管理やコミュニティセンター化を振興会で協議していくのは良いのですが、公民館長を入れて協議していかないと後で、館長会からいろいろ言われるのではないのでしょうか。
- 私の地区は、振興会長と公民館長は同じ人がなっています。このような問題は、今回の資料などを出しながら、じっくりとみんなで相談していかなければならないと考えています。全国公民館大会に行った時、すでにコミュニティセンターの発表もありました。文科省もそのような動きになっているような気がします。初めから NO ではなく、時間をかけて勉強していく必要があると思っています。

- ・私も、その考えに賛同します。まず、魚津市において地域振興会組織を作ったことから、このような問題が何れ出てくると思っています。流れができてしまったので、公民館のコミュニティセンター化の流れが良いのではと思っています。全国公民館大会では、ほとんど地域振興についての事例発表です。みなさん、公民館は地区センターであるイメージを持っています。ここで問題になっているのは、公民館事業は公民館で敬老会などの地域の振興事業についても公民館でするなどによりいびつな状況になっています。公民館長とセンター長が同じ館にいることにより、お互いのエリアのことでいずれ問題がおこるのではと想像していました。そのような点からも、一つの館には、一人の長という方向でいければよいと思っています。生涯学習、地域おこしが行われている館が地域振興センターです。公民館を拡大解釈したものが地域振興センターであるというイメージを持っています。
- ・片貝地区においても、そのような話はしています。各地域でいろいろ事情はあることから協議することが大切であると思いますが、片貝地区は指定管理制度を取り入れたいと思っています。旧片貝小学校を利活用すれば収入を得ることができる地域資源であると思っています。地区としては、これからも地域としては進めていきますが、一地区だけでは交流もできないことから、地域振興会としての方向性をなるべく早く一致した方向性が決まればよいなと思っています。
- ・これまで話を聞いていましたが、公民館長と振興会長を兼ねている方については、うまくいくのではないかと思います。館長が交代するなどにより、逆に今回のような話が出るとマイナス効果になる場合もありますので、事前に館長会で説明をするかあるいは、合同で行うなどを一歩しないと次のステップに進んだ時に困難なことが出てくるのではないかと思います。合同、単独の開催はどちらでもよいのですが、振興会だけが先走りにならないようしてもらいたいです。しばらくは、同時に進めるという形をとってもらいたいと思います。
- ・指定管理ありきで進めていくと、住民の理解が得られないと思います。振興会を作った時も住民の理解が得られていないので、いまにバラバラ感があるようです。トップダウンするのではなく、組織で時間をかけて協議していつてもらいたいという思いがあります。
- ・将来的には、センター化の方がこれからはやりやすいと思います。各地域において、期限を決めないで、地域住民が理解することが必要だと思います。センター化への方向に誘導していきたいと考えています。
- ・指定管理を導入すると地区の責任も大きくなってくると思います。慎重に検討していかないと、途中でやめるなどとなった場合に組み込んだ意味もなくなってしまいます。指定管理の前にセンター化をし、その後に指定管理をどう展開していくかを検討していればよいのかと思っています。
- ・今回、たたき台を作りたいと思いで皆さんにお伺いしたのですが、みなさんのご意見を聞きましたところ、今すぐに指定管理するのではなく、これからどのように進めていく

かを協議していかなければならないのかと思います。もっと時間をかけながら、館長会で行えばいいのか、振興会でもっと協議すればいいのかをこれから煮詰めていきたいと思ひます。

- ・本来、公民館は市が公民館長を委嘱し、市が事業を行いその費用を負担しています。それが曖昧になっており、勘違いしているところがあります。これをはっきりしないと、この話は行ったり来たりします。公民館長会で、市からその点を説明し、公民館として何を行えばいいのかなどの目的を明確にする必要があります。振興会は、地域の振興に取り組まなければなりません。公民館は、振興会組織の一つであります。振興会の中で、公民館のあり方を持たなければなりません。また、指定管理にこだわらずに、新しいものなど、地域にあったものをすればよいと思ひます。今、どれに決めるかは無理だと思ひます。
- ・次、いつ協議するのか。年2～3回協議していくと、これからも続く話になります。会長が出られなくても誰かが出て協議していくのかを決めないと前に進まないと思ひます。
- ・そのためにも、魚津市でコーディネータ、説明をしっかりとできる人が必要となってきます。そのような人が中心となって勉強会をしていくことが大切です。この中だけで勉強会をしてもダメだと思ひます。
- ・住民の立場から言うと、なぜ指定管理が必要なのかということです。これを支持するものが多くないとだめだと思ひます。指定管理をした場合、責任が付いてきます。山手の公民館では、使用料を取ることは難しいです。地域で管理していかなければならないとは思ひますが、なぜ、そうしていかなければならないのかを理解しなければなりません。西布施地区としては、まちづくりに本格的に取り組もうと思ひています。公民館長が理解することが大切です。議員は、将来公民館がどうなっていくのかを知っていますか。
⇒センター化の質問等があります。
- ・住民に理解してもらうことが大切です。だれがそれを説明するかが重要です。時間をかけて協議していかなければなりません。
- ・次回の役員会で、今後どのように進めていくか協議したいと思ひます。

2) 地域まちづくり計画等について

事務局 説明。

- ・地域計画であるならば、今回のコミュニティセンター化などは核になると思ひます。市としてある程度の構想などが示した方がよいと思ひます。地域で表していくのは難しいです。
- ・総合計画の各地区の取り組みたいものでよいのですね。
⇒各地区のビジョンとして載せたいものです。思いを住民と共有することや、地域でやるべきことを載せてもらいたいと思ひます。

3) 魚津市まちづくりフォーラムについて

事務局 説明。

- ・まちづくりフォーラムの予算がないと聞いているのですが。
⇒パネル展示などにより、スペースが大きくなりました。市で予算は見てあるのですが、数万円不足が出るので自治振興会連合会の予算から出させてもらいたいと思っています。
- ・そこから支出してください。

7. その他

次回定例会について

平成 31 年 2 月 27 日（水）午後 6 時～

忠魂碑について

- ・片貝の遺族会から、会員も少なくなってきたので地域振興会で忠魂碑の管理してもらえないかとの申し出があるのですが、他地区でも地域振興会が管理しているところもあると遺族会の会長から聞いているのですがどうですか。
- ・会員も少なくなってきたので、どうにかしてくれとの話が社会福祉課を通じて話があるそうです。
- ・大町では、壊してくれとの話があり移設しました。先般、柵が壊れたのでどうしようかと悩んだのですが、どうにか解決できました。遺族会では管理できないという時期になってきているのではないかと。
- ・忠魂碑のある場所にもよると思います。これから、考えていかなければならないと思います。

民泊について

- ・観光振興計画推進協議会に出席したのですが、民泊事業法が 6 月から施行され村木・経田・上野方で民泊登録されたと聞いたのですが、受け入れ人数はどれくらいですか。
⇒県に確認したところ、経田の「ゲゲの家」は 6 月施行後まだだれも泊まっていません。上野方の「しずがたけ」は、外国人観光客が泊まっているそうです。文化町の「沢井の家」は、先月に初めて泊まれたそうです。魚津市には 3 か所あります。

8. 閉会